

令和2・3年度 徳島市上下水道局
競争入札参加資格審査申請書提出要領
【令和3年度 中間期追加受付】

徳島市上下水道局が発注する漏水調査に関する業務等（以下「漏水調査業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は、徳島県内に本社又は本店を有する者のうち、令和2・3年度の競争入札有資格者名簿に登載されていない者が対象です。

（県外の業者は、別に要領を定めています。）

- 1 申請書受付期間 令和3年1月13日（水）～令和3年1月27日（水）
※ 期間中の土・日・祝日は除きます。
- 2 資格有効期間 令和3年6月1日～令和4年5月31日【1年間】
- 3 提出先 【郵送の場合】
〒770-0847
徳島市幸町2丁目5番地 徳島市上下水道局 総務課契約係
【持参の場合】
徳島市徳島町城内2番地の1 徳島市中央公民館3階 上下水道局総務課
契約係
- 4 提出方法 持参又は郵送（ただし、書類不備の場合は受理しません。）
※ 新型コロナウイルス感染症の流行により当局で感染者が出た場合、事務所が閉鎖される可能性があります。このような不測の事態を避けるため、原則郵送での受付とさせていただきます。
※ 郵送の場合は、令和3年1月27日（水）までの消印有効となります。（封筒に「競争入札参加希望申請書在中」と記載してください。）
- 5 提出書類 次のとおり提出してください。（提出部数は各1部。）

(1) 提出書類（A4サイズ）一覧表

No.	提出書類名
①	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 [別記様式第1-1号、別記様式第1-2号]
②	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）（写し可）
③	印鑑証明書【原本】
④	使用印鑑届【原本】 [別記様式第3号]
⑤	納税証明書（国は未納無し。県・市は直前2年間分）（写し可）
⑥	登録証明書（写し可）
⑦	測量等実績調書（直前2年間分） [統一様式第3号]
⑧	財務諸表類（直前1年度分）
⑨	主たる営業所の位置図と写真
⑩	職員数調 [別記様式第4号]
⑪	技術職員名簿 [別記様式第4-1号]
⑫	経営規模等総括表 [別記様式第10号]

⑬	暴力団排除に関する誓約書	[別記様式第5号]
⑭	返信用のはがき又は封筒（郵送で申請書を提出する場合）	
⑮	ファイル（A4サイズ）	

(2) 提出書類の注意事項

- 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内の発行のものとし、鮮明であれば写しでもかまいません。ただし、印鑑証明書及び使用印鑑届は原本を提出してください。
- 別に定めるものを除き、申請日（基準日）をもって記入してください。
- 申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

※ 提出様式は、徳島市上下水道局様式を使用することとし、代替可能な場合は、[統一様式]は「中央公共工事契約制度連絡協議会統一様式」を使用し、[徳島県様式]は「徳島県電子入札ホームページ」から、[徳島市指定様式]は「徳島市ホームページ」からそれぞれダウンロードして使用できます。

(3) 各提出書類の説明

① 競争入札参加資格審査申請書【別記様式第1-1号、別記様式第1-2号】

- ◆ 「年月日」の欄にはこの申請書の提出日を記入してください。（郵送の場合は、発送日を記入してください。）
- ◆ 「郵便番号」及び「所在地」の欄には主たる営業所（本社・本店）の所在地と郵便番号を記入してください。
- ◆ 「商号又は名称」の欄の株式会社等の法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用いて記入してください。（フリガナは不要です。）

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	有限会社	(有)	合資会社	(資)	合名会社	(名)
合同会社	(合)	協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)	一般財団法人	(一財)
企業組合	(企)	協業組合	(業)	公益社団法人	(公社)	公益財団法人	(公財)

- ◆ 「代表者氏名」の欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名との間は1文字あけてください。実印欄には実印を押印してください。
- ◆ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄は、必ず主たる営業所の所在地（本社・本店）の番号を記入してください。
- ◆ 「登録を受けている事業」の欄については、次の区分に従って、各々該当する場合に記入してください。
 - ア 測量業者 測量法第55条による登録を受けている場合
 - イ 建築士事務所 建築士法第23条による登録を受けている場合
 - ウ 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合
 - エ 地質調査業者 地質調査業者登録規程第2条による登録を受けている場合
 - オ 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けている場合
 - カ 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合
 - キ 土地家屋調査士 土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合
 - ク 司法書士 司法書士法第8条による登録を受けている場合
 - ケ 計量証明事業者 計量法第107条による登録を受けている場合
 - コ その他の登録 登録事業名等を空白の欄に記入してください。
- ◆ 「書面作成者」は、この申請に関する連絡及び問い合わせ等の窓口となる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- ◆ 「測量等実績高」の各欄については、以下によって記入してください。
 - ア 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」、「④直前2カ年の年間平均実績高」の各

欄に、「漏水調査」の業種について実績高を記入してください。「漏水調査」以外の業種の実績高は、「その他」の欄に記入してください。

イ 「③直前1年度分決算」とは基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の決算を、「④直前2カ年の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄のうち右側欄のみ記入してください。

ウ 各々の金額については、消費税を含まない金額とします。

エ 直前2カ年の間に創業や営業年度の変更があった場合は、以下の例により算定してください。

(a) 営業年度を変更したため、直前2カ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

(例)

12ヶ月 直前3年度分決算C	12ヶ月 直前2年度分決算B	9ヶ月 直前1年度分決算A
-------------------	-------------------	------------------

直前2カ年間の年間平均実績高＝

$$\frac{A+B+(C \times (24 - \text{直前1年度分決算月数} - \text{直前2年度分決算月数}))}{2}$$

(b) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

$$\text{直前2カ年間の年間平均実績高} = \frac{\text{各事業年度の実績高の合計額}}{2}$$

(c) 個人企業から法人企業に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績（ただし、現企業の主として請け負う同業種の契約実績に限ります。）も実績に含めてください。

オ 資格審査受付期間中に直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了しない場合には、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表によって記入してください。

◆ 「自己資本額」の各欄については、次により記入してください。

ア 法人においては、法人用の各欄に、提出する財務諸表の内容により記入してください。

(a) 「①払込資本金<資本金+新株式払込金>」欄は、資本金、新株式払込金、新株式申込証拠金の合計額を記入し、「②準備金・積立金」欄は、資金剰余金、利益準備金、任意積立金の合計額を記入し、「③次期繰越利益（欠損）金」欄は、次期繰越利益又は次期繰越損失の額を記入してください。

(b) 「直前決算時」及び「剰余（欠損）金処分」の各欄は、基準日直前の決算により記入してください。

また、外資系企業の場合は、「①払込資本金」の合計欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください。

イ 個人については、個人用の各欄に、提出する財務諸表の内容により「期首資本金」、「事業主借勘定」、「事業主貸勘定」、「事業主利益又は事業主損失」を記入してください。

◆ 「外資状況」の欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合のみ、該当する会社区分の番号（1，2，3のいずれか）に「○」印をつけ、[]内に外国名を（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

◆ 「営業年数等」の「④営業年数」の欄は、競争入札参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上の時は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨て。）を右詰めで記入してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められ

る場合は、前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われた時は合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

◆ 「常勤職員の数」の各欄は、基準日の前日において、常時雇用している従業員数を該当する欄に記入してください。また「④計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤役職員等」の欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

◆ 「有資格者数」の欄は、該当する資格等に基準日の前日における常勤の職員（代表者含む。）のうちから該当者の人数を記入してください。1人で2種類以上の資格を有する場合は重複して計上してください。

ただし、1・2級、士・士補等の資格を有している場合は上位のもののみ計上し、RCCM・補償業務管理士等については、実人数（1人で複数部門の資格を有する場合でも、1人となります。）を計上してください。また、「公共用地経験者」の欄は、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記入してください。

なお、各項目の資格の内容は別添の資格一覧表によるものとします。

② 登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）

◆ 法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人の場合は住所地市町村発行の身分証明書を提出してください。

◆ 登記事項証明書の内容に変更があり、変更後の内容が記入された登記事項証明書が事務手続き上、受付期間内に提出できない場合は、変更前の内容の登記事項証明書を添付し、その他の書類も登記事項証明書の内容のとおり記入して提出し、変更後の登記事項証明書が取得でき次第、早急に変更届を提出してください。

③ 印鑑証明書

原本を提出してください。

④ 使用印鑑届〔別記様式第3号〕

◆ 原本を提出してください。（記入内容が同様であれば任意の様式で可）

◆ 実印は、印鑑証明書に登録されている印鑑を、使用印の欄に使用印として登録する印鑑を押印してください。届出日、所在地又は住所、商号又は名称、代表者職名・氏名の欄は必ず記入してください。

◆ 実印を使用印鑑とする場合についても、実印及び使用印の欄に印鑑証明書に登録されている印鑑を押印してください。

⑤ 納税証明書

◆ 次に記載するア～ウについて該当するものを提出してください。（写し可）

◆ アは、最新の納税証明書を提出してください。

◆ イ及びウは直前2年間分の事業年度分を提出してください。

◆ 納税証明書は本店の証明書のみ提出してください。本店以外の営業所等の証明は必要ありません。

◆ 原則、未納があれば、受け付けできません。ただし、納税証明書において、新型コロナ特法（令和2年法律第25号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26）における各特例措置のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税猶予特例の適用を受けられている方は、猶予許可通知書等、猶予が証明できる書類を添付してください。

ア 国税

法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人：「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

※ 消費税及び地方消費税については消費税課税業者のみ必要

※ 「未納でない」ことの証明（その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）

イ 都道府県税

直前2年間分の事業年度分が必要（徳島県発行の証明書）

法人：「法人都道府県民税」及び「事業税」

個人：「所得都道府県民税」及び「事業税」

※ 個人都道府県民税の納税証明書の発行は市町村（東京都を除く）になります。

※ 「未納でない」ことの証明でも結構です。

ウ 市町村税

直前2年間分の事業年度分が必要（市町村発行の証明書）

法人：「法人市町村民税」及び「固定資産税」

個人：「個人市町村民税」及び「固定資産税」

※ 固定資産税については社屋等を所有している場合のみ必要

⑥ 登録証明書

測量業者、建築士事務所、建設コンサルタント、補償コンサルタント等の登録を受けている事業については、それぞれ登録を受けていることを証する書類を提出してください。

なお、建設コンサルタント、補償コンサルタントについては登録部門がわかる書類に限ります。

⑦ 測量等実績調書〔統一様式第3号〕

基準日直前2年間分の入札参加希望業種について主な完成業務及び未完了業務について記入してください。

⑧ 財務諸表類

基準日直前1年度分の決算に係る次の書類を提出してください。

- ・ 法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
- ・ 個人の場合：貸借対照表、損益計算書

※ 資格審査受付期間中に直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了しない場合には、その前年度の財務諸表を提出してください。

⑨ 主たる営業所の位置図と写真

ア 位置図

- ・ 主たる営業所を赤色で表示した住宅地図を提出してください。

イ 写真

- ・ 位置図に示した主たる営業所の内部及び外観の写真を台紙（A4のサイズであれば、様式は問いません。）に貼付してください。
- ・ 内部の写真は事務所内部の全体の状態が分かるものがが必要です。
- ・ 外観の写真は建物全体の写真と入口周辺（玄関）の写真の2種類が必要です。（アパート等の集合住宅の場合は、その建物全体を撮影してください。）
- ・ 写真はカラーに限ります。ピンボケ写真等の内容の不鮮明な写真は不可です。

⑩ 職員数調〔別記様式第4号〕（徳島県様式で代替可）

- ◆ 基準日の前日における常勤職員（代表者を含む。）について、技術職員、事務関係職員に区分して記入してください。
- ◆ 職員の雇用関係を証明する資料が必要となり、原則として社会保障及び雇用保険に加入していない職員は常勤の職員として認められませんので、ご注意ください。また、個人事業主の方も健康保険証を添付してください。

【資料例】

- 法人及び従業員が5人以上の個人事務所
社会保険標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 従業員4人以下の個人事務所
従業員全員の健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ※ いずれの場合も雇用保険の加入が適用除外の者はこの限りではありません。
- ※ 後期高齢者医療制度に移行されている方については、以下のいずれか
 - ・住民税特別徴収税額通知書の写し
 - ・源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写し

⑪ 技術職員名簿〔別記様式第4-1号〕（徳島県様式で代替可）

- ◆ 基準日の前日における常勤職員（代表者を含む。）のうち、技術職員（資格を所有している方のみ）に関して記入してください。
- ◆ 技術職員名簿に記入した法令による免許等の書類の写しを添付してください。
- ◆ 技術職員名簿の記入については、記入例を参考にしてください。なお、技術士については登録部門及び選択科目まで、RCCM及び補償業務管理士については登録部門まで記入してください。
- ◆ 徳島県様式での提出も可能ですが、資格コード表も添付して提出してください。

※ ⑪及び⑫の資料及び免許等の書類の写し（社会保険標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、各資格者証、免許証等）につきましては、提出書類に綴じ込む必要はありません。確認した後、返却します。

※ 返却方法は、次のとおりとします。

- ・申請書を持参した場合は、確認した後、申請受付場所にて返却します。
- ・申請書を郵送した場合は、確認した後、郵送にて返却しますので、返信先を記入した返却用の封筒（切手を貼付してください。）を添付してください。

⑫ 経営規模等総括表〔別記様式第10号〕

- ◆ 審査申請書の「測量等実績高」の内容と一致させてください。
- ◆ 国・地方公共団体における申請業種別の最高契約業務は、平成30年度から令和2年度に契約した業務（元請）を対象としてください。また、記入した業務の契約書の写しを添付してください。

⑬ 暴力団排除に関する誓約書〔別記様式第5号〕

「年月日」の欄は、審査申請書の提出日と同じ日付としてください。

(4) 受付受理書について

会社の控え等として受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、返信先を記入した返信用封筒（又はハガキ）に切手を貼付し提出してください。

(5) 提出書類のつづり方

提出書類一覧表①～⑭の書類を1部ずつ順番にファイル（A4サイズ・色は任意）に綴じ、背表紙に「令和2・3年度競争入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

6 注意事項

- 持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しくください。
- 郵送の場合は、記載内容を十分ご確認の上、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった場合、訂正にお越しいただくことがあります。
- 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届（別に定める様式による）を提

出してください。

※ 徳島市上下水道局では徳島県との共同受付を実施していますが、漏水調査業務は共同受付対象外となり、徳島市上下水道局へ直接申請することとなりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1（徳島市中央公民館3階）

※庁舎移転準備のため、事務所を仮移転しています。

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）

技術者資格一覧表

種類	内容
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備資格者	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示による建築設備資格者の登録を受けている者
建築積算資格者	(社)日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち、検定種目を二級の土木施工管理とするものに合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法による計量士（環境計量士（濃度関係、騒音・振動関係）に限る）の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者
技術士（建設部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門の建設部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（農業部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（森林部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（水産部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（上下水道部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（衛生工学部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を衛生工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（電気・電子部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（機械部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械、機械設備とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（情報工学部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（応用理学部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
技術士（総合技術監理部門）	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る）に合格し、同法による登録を受けている者
第一種電気主任技術者	電気事業法による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
第一種伝送交換主任技術者	電気通信事業法による第一種伝送交換主任技術者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者証の交付を受けている者
A P E C エンジニア	アジア太平洋経済協力（A P E C）が取りまとめた「A P E C エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者
R C C M	(社)建設コンサルタンツ協会の行うR C C M資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	(社)全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	(社)日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者